

## 「防衛は国の専権事項」って？

新川在住 笹尾哲夫 2016年2月3日 FB 投稿

近頃、「防衛は国の専権事項」ということが、「防衛については地方自治体や住民が口出しすべきでない」というニュアンスで使われる場合があるようなので、少し考えてみました。

ウェブで探してみた限りでは、「専権事項」あるいは「専管事項」という用語が出てくる法律はないようです。地方議会での答弁などからすると、その根拠とされているのは、主として、地方自治法第一条にある「国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、…」などの「国が本来果たすべき役割を重点的に担い」という条文であるようです。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO067.html>

確かにこれは、外交や安全保障に関わる事務は、地方公共団体（地方議会と地方行政府）ではなく、国（国会と政府）が重点的に担う、という役割分担を定めていると思います。ですから、「〇〇県が外国と条約を結ぶ」とか「△△市が自前の武装力を持つ」ということは、「なし！」です。しかし、「専権」という言葉から連想されがちな「国の裁量で何でも決め、住民、地方はそれに従わなければならない」というような記述は、この法律にはありません。つまり、世に言う「専権事項」とは「役割分担として国がやるべき仕事」のことであって、「口出しすべきかどうか」とは全く別のことであるようです。

一方、同じ地方自治法第一条には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあります。これはむしろ、住民の生命、財産、自由、あるいは住民の生活基盤である産業に関わることであれば、それが外交や安全保障に関連しようがしまいが、地方公共団体は住民の福祉のために意志を表明すべき立場にあることを示していると思います。例えば石垣市議会でも、「全ての核兵器の廃絶」や「一切の核実験の禁止」を求めた「石垣市核廃絶平和都市宣言」を採択した例などがあります。全国の地方議会で外交、安保問題で決議や意見書を上げた例はいくつもありますが、それらが「国の専権」を冒しており違法だ、というような司法判断は見たことがありません。

このことは、安全保障政策への民意の反映という視点からも重要です。国会では、防衛計画や予算案の審議を通じて安全保障の大枠を議論していると

と思いますが、個々の部隊配備による住民生活、環境、産業への影響、住民の安全確保、有事における住民避難態勢などの、地域にとっては大変切実な具体的問題にまで踏み込むことは困難です。それらは、実際にそこに住む人たちが、地方議会、公聴会、住民投票などを通じて議論し、意見表明するのが最もふさわしいでしょう。国は、そのようにして表明された住民多数の意志については、地方自治法第一条が別の箇所で言うように「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう」尊重しなければなりません。例えば、アメリカの例ですが、住民の反対でハワイ州の歴史的遺跡の周辺ではオスプレイの飛行が禁止されていると聞いています。「国防方針を一地方の民意で変えるとは、何と軟弱な」と思う人もいるかもしれません。しかし、先の大戦では、その「軟弱な」国に完膚なきまでに叩きのめされた専制国もありました。

「国の防衛政策に口出しする」ことは、さらに大きな、「国のあり方」に関わることでもあります。それは憲法上の権利であり、「専権事項」という言葉の響きで萎縮させられて良いものではありません。そもそも、戦前はそういう権利がなかったために、あの無謀な戦争に突入させられたのです。日本国憲法の前文「日本国民は、…、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」に照らせば、住民が政府の誤った行為によつて再び戦争の惨禍にさらされないよう声を上げることは、憲法の立脚点であり、主権者の権利であり、義務でもあると思います。